

主 文

本件再審査請求を棄却する。

理 由

第1 再審査請求の趣旨及び経過

1 趣 旨

再審査請求人（以下「請求人」という。）の再審査請求の趣旨は、労働基準監督署長（以下「監督署長」という。）が平成〇年〇月〇日付けで請求人に対してした労働者災害補償保険法（昭和22年法律第50号）による療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分を取り消すとの裁決を求めるというにある。

2 経 過

請求人は、平成〇年〇月〇日、A市所在のB会社に雇用され、電話対応を含む受付入力業務に従事し、平成〇年〇月〇日からは、ROMカセットのデータ書換え作業等に従事していた。

請求人は、平成〇年〇月に入ったころから右手に痛みが出現し、同年〇月〇日にCクリニックに受診したところ「右手関節腱鞘炎」（以下「本件疾病」という。）と診断された。

請求人は、本件疾病は業務上の事由によるものであるとして監督署長に療養補償給付及び休業補償給付の請求をしたところ、監督署長は、本件疾病は業務上の事由によるものとは認められないとして、これらを支給しない旨の処分をした。

請求人は、この処分を不服として、労働者災害補償保険審査官（以下「審査官」という。）に審査請求をしたが、審査官は、平成〇年〇月〇日付けでこれを棄却したので、請求人は、更にこの決定を不服として、再審査請求に及んだものである。

第2 再審査請求の理由

(略)

第3 原処分庁の意見

(略)

第4 争 点

本件の争点は、請求人に発症した本件疾病が業務上の事由によるものであると認められるか否かにある。

第5 審査資料

(略)

第6 事実の認定及び判断

(略)

1 当審査会的事実の認定

(略)

2 当審査会の判断

(1) 請求人は、ROMカセットの着脱作業等の上肢作業に従事したことにより本件疾病が発症したと主張しているが、上肢作業に伴う筋肉疲労については、就労当初は肩や腕の痛みを自覚することが一般的であり、これら筋肉疲労は生理的範囲内のものとして評価し得るものであって、医学上療養が必要なものとはいえない。

また、上肢作業に伴う運動器官の障害は、加齢や日常生活とも密接に関連しており、その発症には、業務以外の個体要因が関与しており、上肢等に負担のかかる作業と同様な動作は、日常生活の中にも多数存在しているものである。

(2) また、本件について、決定書理由第2の1の判断の要件で掲げている要件に基づき検討すると、請求人が上肢に負担のかかる作業に従事した期間は平成〇年〇月〇日から同年〇月〇日までの28日間と短期間であって、同第2の1の「判断の要件」に該当しないことは明らかである。

念のため、その他、関係する医証及び資料を検討するも、当審査会としては、監督署長及び審査官の判断は妥当なものであると判断する。

3 以上のとおりであるから、監督署長が請求人に対してした療養補償給付及び休業補償給付を支給しない旨の処分は妥当であって、これを取り消すべき理由はない。

よって主文のとおり裁決する。